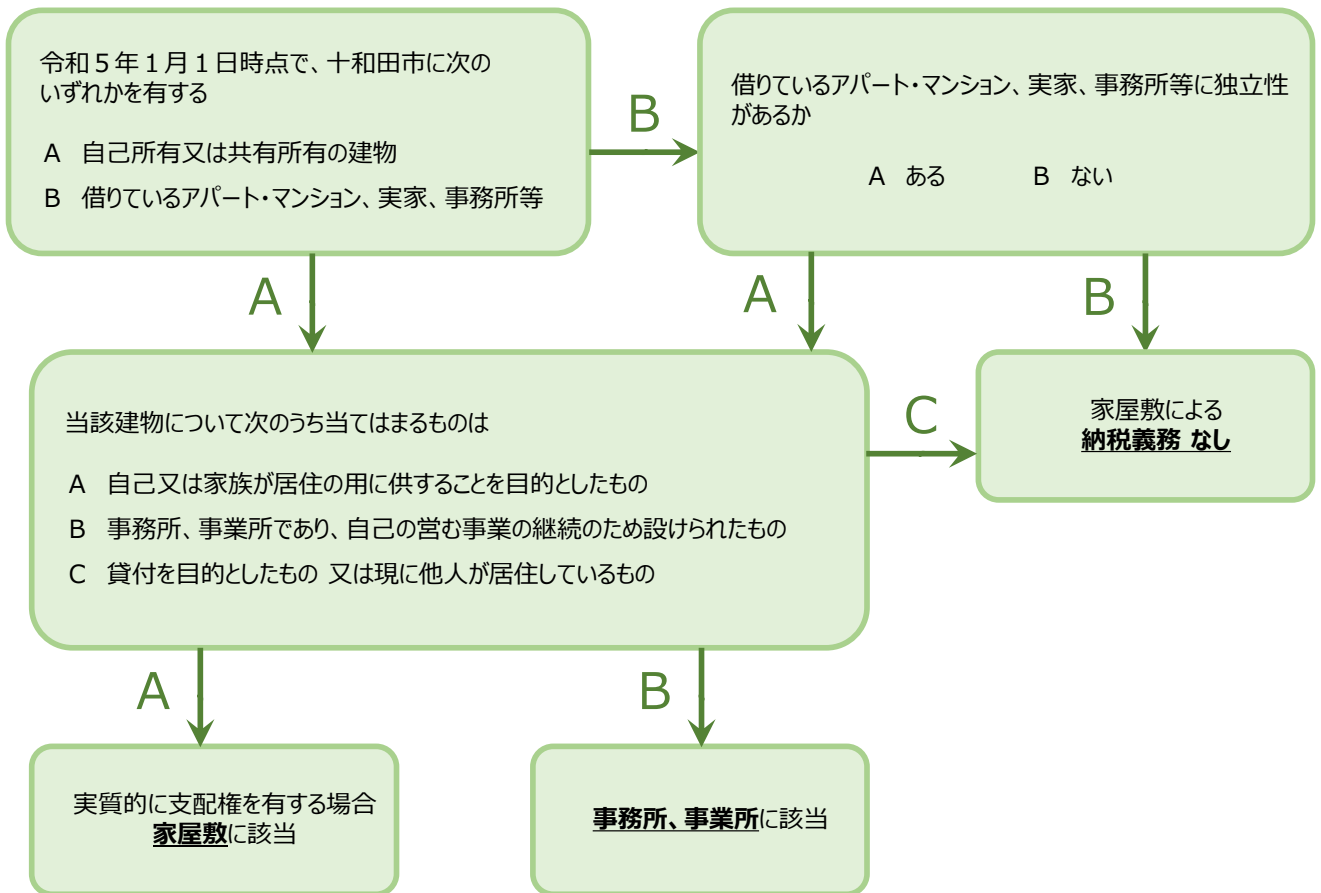


家屋敷等区分フロー



家屋敷とは、地方税法上、必ずしも自己の所有であるかを問わず自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場合に設けられた住宅で、いつでも自由に居住することができる状態（注1）の建物をいいます。

（注1）自由に居住することができる状態とは、住みたいと思ったときにいつでも住める状態のことをいい、常に住んでいる必要はありません。（具体的には、実質的な支配権を持っているかどうか等から判断します。）

※電気・水道・ガス等のライフラインが開通している状態であるかは問いません。

共有で所有している場合については、共有者のうち代表者（世帯主）にあたる方を納税義務者とみなしています。

〈課税対象例〉

- ・市内に有する別荘・別邸等
- ・個人事業者が市内に設けている事務所・事業所等
- ・都合により家族全員が市外に転出し、空き家となっている自宅等
- ・住民登録外居住者として、他の市区町村で個人住民税（市・県民税）が課税されている者が市内に有する自宅等

〈課税対象外例〉

- ・他人を居住させる目的で市内に有しているアパート・マンション等
- ・個人事業者が、市内に設けている独立した倉庫、車庫、機材置き場等
- ・トイレや炊事場等を共同利用している寮等